

請 願 文 書 表

請願番号	請願第7号	付託委員会	総務常任委員会
請願年月日	平成26年9月4日		
件名	集団的自衛権行使に関する請願		
請願者	枚方市西田宮町21-4 松田久子氏 外232人		
紹介議員	手塚隆寛		
請願要旨	<p>政府は、本年7月1日、「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を行いました。政府に対して閣議決定を撤回するように働きかけてください。</p> <p>集団的自衛権は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」です。日本国憲法第9条は、第1項で戦争と武力の行使、武力による威嚇すべてを放棄し、第2項で戦力の不保持、交戦権の否認をうたっており、いわば、すべての戦争を否定する徹底した平和主義に立っています。</p> <p>そうした中で、これまで政府は、万一、外部からの武力攻撃によって国民の生命、財産が危険にさらされた状況において、国民の生命、財産を守るために最低限の実力行使としての自衛権はあるとしてきました。いわゆる専守防衛の自衛隊です。したがって、直接的には国民の生命、財産が危険にさらされている状況ではないにもかかわらず武力行使する集団的自衛権の行使に対して、憲法9条が容認していると解釈することは困難であるという政府見解は、半世紀にわたり、長時間の国会論戦の中で積み上げられてきた憲法解釈でした。しかし、現政権は、国民の意見を聞かず、国会の十分な審議もしないで、今までの蓄積を否定しました。</p> <p>政府に求められていることは、戦後一貫してきた憲法9条に依拠した外交、政府や国民の国際社会への貢献の蓄積を確認し、今後の国際平和に貢献する日本の役割について、広く国会と国民の中から、議論を通じた合意をつくることです。</p> <p>枚方市は、非核平和都市宣言を大阪府下で最初に行ったまちです。憲法9条をないがしろにする集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更を行ったことに抗議し、枚方市として、閣議決定の撤回を政府と国会に強く求める意見表明と、全国市長会での閣議決定の白紙撤回を求める決議の提案などのさまざまな取り組みをしてくださるようお願いします。</p>		